

平成 28 年 3 月 1 日

新労務単価の特例措置等に関するお知らせ

国土交通省が「平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価等」及び「平成 28 年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新労務単価等」という。）を決定・公表しましたが、新労務単価等の早期適用等に関する同省からの要請を踏まえ、この度、当社契約において、下記のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

記

特例措置等の対応について

（１）新労務単価等適用に伴う特例措置

平成 28 年 2 月 1 日以降に阪神国際港湾株式会社経理部契約課において当初契約を行った工事請負契約及びその他請負契約（建設コンサルタント業務を含む）のうち、旧労務単価等を適用して予定価格を積算しているものについては、請負人が新労務単価等に基づく契約に変更するための請負代金額の変更協議を請求することができることとします。

（２）インフレスライド条項（阪神国際港湾株式会社工事事請負契約約款第 25 条第 6 項）の運用

平成 28 年 1 月 31 日以前に阪神国際港湾株式会社経理部契約課において当初契約を行った工事請負契約について、賃金等の急激な変動に対処するためのいわゆるインフレスライド条項を国に準拠して運用します。

インフレスライド条項に該当すれば、契約課の川口まで連絡して下さい。

◆平成 28 年 2 月公共工事設計労務単価等の運用に係る特別措置について(通知)

◆労務単価変更協議書の際の提出書類（様式 1 号）

阪神国際港湾株式会社 経理部契約課
担当:川口 TEL:078-855-2749